

# 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（仮称）骨子（案）（たたき台）【概要】（未定稿）

## 目的

全ての国民が、その性的指向（※1）又は性自認（※2）にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、行政機関等及び事業者における差別の解消等のための措置等を講ずることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資すること

※1 性的指向：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。【P】  
※2 性自認：自己の性別についての認識をいう。【P】

## 責務

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する国、地方公共団体及び国民の責務

## 基本方針及び都道府県基本計画等

- 政府は、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針を策定（内閣総理大臣は、審議会【P】の意見を聴いた上で、基本方針の案を策定（★））
- 都道府県は基本方針に即して都道府県基本計画を、市町村は基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して市町村基本計画を、それぞれ策定

（★）については関係者の意見を反映するための措置を講ずる。

## 差別の禁止

- 行政機関等（国、地方公共団体等）及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いの禁止
- 行政機関等及び事業者に対する性的指向又は性自認に係る社会的障壁（※3）の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の義務（事業者については努力義務）

※3 社会的障壁：日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。【P】

- 国の行政機関の長等は、差別の解消に関し当該行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領を策定（★）
- 主務大臣は、差別の解消に関し事業者が適切に対応するために必要な指針を策定（★）
- 行政機関等及び事業者は、施設の整備、研修等必要な環境の整備に努力

## 雇用の分野における差別の解消等

- 労働者の募集及び採用について均等な機会の提供、雇用後の各場面における差別的取扱いの禁止、必要かつ合理的な配慮（努力義務）
- ハラスメントの防止に関する雇用管理上の措置  
※ 公務員については、人事院規則等で別途措置される範囲で適用除外

## 学校等における差別の解消等

差別の解消・ハラスメントの防止に関する学校長等の必要な措置（研修、普及啓発、相談体制の整備等）

主務大臣が必要な指針を策定（★）

## 実効性の確保

主務大臣による事業者等に対する報告徴収、助言・指導、勧告（勧告に従わない場合には公表）

## 差別の解消等のための支援措置

- 相談及び支援並びに紛争の防止又は解決のための体制の整備
- 啓発活動
- 情報の収集、整理及び提供
- 地域協議会の設置

- 施行日：公布の日から起算して1年6月（支援措置は公布の日から1月）を経過した日
- 施行後3年を目途に検討・必要な見直し
- パートナーシップ制度等について検討【P】

## 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する 法律案（仮称）骨子（案）（たたき台）

平成 28 年 1 月 14 日

### 第一 目的

この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、行政機関等及び事業者における差別の解消等のための措置等を講ずることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資することを目的とすること。

### 第二 定義【P】

この法律において、次の(1)～(3)に掲げる用語の意義は、当該(1)～(3)に定めるところによるものとする。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 第三 国、地方公共団体及び国民の責務

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する国、地方公共団体及び国民の責務を規定するものとする。

### 第四 基本方針及び都道府県基本計画等

#### 一 基本方針

- 1 政府は、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）として、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、性的指向又は性自認を理由とする差別等を受けた者、その者に対する支援を行う団体（以下「支援団体」という。）その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、審議会【P】の意見を聴かなければならないものとする。基本方針の変更についても同様とする。
- 3 2の事項を処理するため、内閣府に、審議会【P】を置くものとする。

## 二 都道府県基本計画等

- 1 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）として、差別の解消等の推進に関する施策の基本的な方針、行政機関等が講ずべき措置に関する事項等を定めるものとする。
- 2 市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）として、差別の解消等の推進に関する施策の基本的な方針、行政機関等が講ずべき措置に関する事項等を定めるものとする。

### 第五 「差別の禁止」の義務付け

#### 一 行政機関等における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止

##### 1 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。

##### 2 合理的配慮の提供

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、現に性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去を必要とする旨の申出があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、個人の権利利益を侵害することとならないよう、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとする。

#### 二 事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止

##### 1 不当な差別的取扱いの禁止

事業者は、その事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。

##### 2 合理的配慮の提供

事業者は、その事業を行うに当たり、現に性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去を必要とする旨の申出があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、個人の権利利益を侵害することとならないよう、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないものとする。

### 第六 具体的な対応

#### 一 行政機関等の職員のための対応要領の策定

- 1 国の行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針及び都道府県基本計画又は市町村

基本計画に即して、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消に関し、当該行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（2において「対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長、地方公共団体の機関等は、対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、性的指向又は性自認を理由とする差別等を受けた者、支援団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

## 二 事業者のための対応指針の策定

- 1 主務大臣は、基本方針に即して、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 主務大臣は、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、性的指向又は性自認を理由とする差別等を受けた者、支援団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

## 三 環境の整備

行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないものとする。

## 第七 雇用の分野における差別の解消等

### 一 事業主としての立場で行う差別の解消のための措置\*

- 1 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性的指向又は性自認にかかわらず均等な機会を与えなければならないものとするとともに、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないものとする。
- 2 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性的指向又は性自認を理由として差別的取扱いをしてはならないものとするとともに、性的指向又は性自認に係る社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないものとする。
  - (1) 労働者の配置、昇進、降格及び教育訓練
  - (2) 福利厚生措置
  - (3) 労働者の職種及び雇用形態の変更
  - (4) 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新
- 3 主務大臣は、基本方針に即して、1及び2に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- 4 第六の二の2は、3の指針について準用するものとする。

\* 公務員については、人事院規則等で別途措置される範囲において適用除外。

## 二 職場における性的指向又は性自認に係る言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置\*

- 1 事業主は、職場において行われる性的指向若しくは性自認に係る言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的指向若しくは性自認に係る言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 主務大臣は、基本方針に即して、1に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- 3 第六の二の2は、2の指針について準用するものとする。

\* 公務員については、人事院規則等で別途措置される範囲において適用除外。

## 第八 学校等における差別の解消等のための措置

- 一 学校等の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する性的指向又は性自認に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、性的指向又は性自認に関する相談に係る体制の整備その他の性的指向又は性自認を理由とする差別を解消し、及び性的指向又は性自認に係る言動により修学の環境が害されることのないようにするために必要な措置を講じなければならないものとする。
- 二 主務大臣は、基本方針に即して、一に基づき学校等の長が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。
- 三 第六の二の2は、二の指針について準用するものとする。

## 第九 実効性の確保

- 一 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針又は第七の一の3若しくは二の2若しくは第八の二の指針に定める事項について、事業者等に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとする。
- 二 主務大臣は、第五の二の1、第七の一の1若しくは2若しくは二の1又は第八の一に違反している事業者等に対し、一による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

## 第十 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための支援措置

### 一 相談及び支援並びに紛争の防止又は解決のための体制の整備

国及び地方公共団体は、性的指向又は性自認を理由とする差別等に関する相談に的確に応じ、及び支援団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行い、並びに紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図るものとする。

## 二 啓発活動

国及び地方公共団体は、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## 三 情報の収集、整理及び提供

国は、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等に関する施策の推進に資するよう、国内外における性的指向又は性自認を理由とする差別等に関わる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 四 地域協議会の設置

- 1 国及び地方公共団体の機関は、関係機関等により構成される地域協議会（2において「地域協議会」という。）を組織することができるものとする。
- 2 地域協議会は、性的指向又は性自認を理由とする差別等に関する情報の交換、相談及び事例を踏まえた協議等を行うとともに、地域協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

## 第十一 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

## 第十二 施行期日及び検討条項

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行すること。ただし、第三及び第十は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。
- 二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第五の二の2並びに第七の一の1及び2の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況並びに職場及び学校以外の場における性的指向又は性自認に係る言動に起因する問題に対処するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。
- 三 この法律の施行後パートナーシップ制度等について検討するものとする旨の検討条項を設けるものとする【P】。